

ポイント

連結納税は、各連結法人が申告調整を行い、その後連結親法人が全体計算から各社への配分計算調整を行い、連結所得を算出します。そうして算出した連結所得に法定税率を乗じて税額調整を行い、連結法人税額を算出します。

各法人毎に計算すべきものと全体で計算すべきものがあり、それぞれを振り分けるという作業が必要となるため、個別の法人に帰属する額を把握する必要があります。個別帰属額とは最終的に個々の法人に帰属する額ということです。

A6

(1) 連結法人税の個別帰属額

連結グループ全体の連結所得に対して法人税率を乗じて計算した連結法人税は、各連結法人で発生した個別所得金額（個別欠損金額）に対応する法人税相当額を基礎にして各連結法人に配分されます。この配分された金額を連結法人税の個別帰属額といいます。

連結法人税の個別帰属額は、次のように計算されます。

—連結所得が発生する場合—

① プラスの所得が発生した連結法人

連結法人税の個別帰属額（**支払額**）＝連結法人の個別所得金額×税率±加減算調整金額（注）

プラスの所得が発生した連結法人は、連結法人税の個別帰属額もプラスとなり、当該金額を法人税負担額として連結親法人に支払います。

② マイナスの所得が発生した連結法人

連結法人税の個別帰属額（**受取額**）＝連結法人の個別欠損金額×税率±加減算調整金額（注）

マイナスの所得が発生した連結法人は、連結法人税の個別帰属額もマイナスとなり、当該金額を法人税軽減額として連結親法人から受取ります。

（注）連結留保税額、所得税額控除、外国税額控除、連結欠損金の繰戻還付の個別帰属額をいいます。

—連結欠損金額が発生する場合（赤字）—

① プラスの所得が発生した連結法人

連結法人税の個別帰属額（**支払額**）＝連結法人の個別所得金額×税率±加減算調整金額（注）

プラスの所得が発生した連結法人は、連結法人税の個別帰属額もプラスとなり、当該金額を法人税負担額として連結親法人に支払います。

② マイナスの所得が発生した連結法人

連結法人税の個別帰属額（**受取額**）＝{連結法人の個別欠損金額-連結欠損金個別帰属額}×税率±加減算調整金額（注）

連結法人で発生した赤字のうち、損益通算により連結法人全の軽減につながった、つまり、他の連結法人の個別所得金額と相殺された個別欠損金額のみを配分の対象としています。

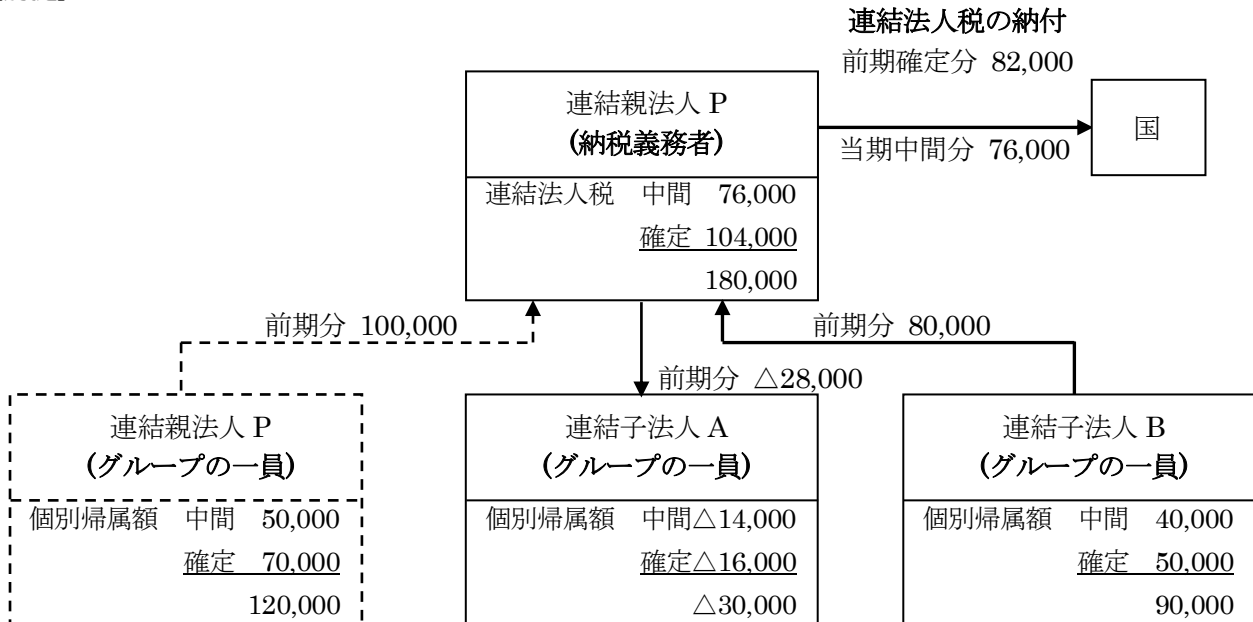
その結果、マイナスの所得が発生した連結法人は、損益通算により解消された個別欠損を限度として、当該個別欠損金額に対応する連結法人税の個別帰属額を連結親法人から受取ります。

（注）連結留保税額、所得税額控除、外国税額控除、連結欠損金の繰戻還付の個別帰属額をいいます。

(2) 連結法人税個別帰属額の精算はどのようになりますか

<連結法人税の申告・納付と連結法人税個別帰属額の精算>

[前提]



[赤字法人（連結子法人A）の場合]

—会計処理—

①前期の申告分

連結子法人Aは、前期分の連結法人税個別帰属額（28,000円）を納税義務者である連結親法人Pから受け取りました。

(借) 現金預金 28,000 (貸) 未収入金 28,000 A

②中間申告分

連結子法人Aは、納税義務者である連結親法人Pから受け取るべき中間申告分の連結法人税個別帰属額（14,000円）を、未収入金として計上しました。

(借) 未収入金 14,000 (貸) 法人税、住民税及び事業税 14,000 B

③確定申告分

連結子法人Aは、納税義務者である連結親法人Pから受け取るべき確定申告分の連結法人税個別帰属額（16,000円）を、未収入金として計上しました。

(借) 未収入金 16,000 (貸) 法人税、住民税及び事業税 16,000 C

A . . 別表5の2の(2)付表1 (I各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細)

B+C . . 別表4の2付表で減算留保 益金の額に算入した連結法人税個別帰属額

各連結法人の連結法人税帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書		連 結 事 業 年 度		法 人 名	
		・ ・		A 社	
I 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細					
連結事業年度	期首現在 未決済額	当期発生額	当期中の決済額		期末現在 未決済額
			支払額	受取額	
：	①	②	③	④	⑤
：	1	円	円	円	円
前期	2	△ 28,000		28,000	0
当期分	3	中間	△14,000		△ 30,000
		確定	△16,000		
計	4	△ 28,000	△14,000 △16,000	28,000	△ 30,000

[黒字法人（連結子法人B）の場合]

—会計処理—

①前期の申告分

連結子法人Bは、前期分の連結法人税個別帰属額（80,000円）を納税義務者である連結親法人Pへ支払いました。

（借）未払金 80,000 （貸）現金預金 80,000・・・・・・・・・・・・・・・・・・D

②中間申告分

連結子法人Bは、納税義務者である連結親法人Pへ支払うべき中間申告分の連結法人税個別帰属額（40,000円）を、未払金として計上しました。

（借）法人税、住民税及び事業税 40,000 （貸）未払金 40,000・・・・・・・・・・E

③確定申告分

連結子法人Bは、納税義務者である連結親法人Pへ支払うべき確定申告分の連結法人税個別帰属額（50,000円）を、未払金として計上しました。

（借）法人税、住民税及び事業税 50,000 （貸）未払金 50,000・・・・・・・・・・F

D・・・別表5の2の(2)付表1（I各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細）

E+F・・・別表4の2付表で加算留保 損金の額に算入した連結法人税個別帰属額

各連結法人の連結法人税帰属額の発生状況等及び租税公課の納付状況等に関する明細書		連 結 事 業 年 度		法 人 名	
		・ ・		B 社	
I 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細					
連結事業年度	期首現在 未決済額	当期発生額	当期中の決済額		期末現在 未決済額
			支払額	受取額	
：	①	②	③	④	⑤
：	1	円	円	円	円
前期	2	80,000	80,000		0
当期分	3	中間	40,000		90,000
		確定	50,000		
計	4	80,000	40,000 50,000	80,000	90,000

(3) 連結法人税個別帰属額の受払いに関する明細書（連結親法人）

連結親法人が提出する書類のひとつで、連結親法人と各連結子法人との間の精算状況等を示す明細書があります。この付表は、納税義務者としての連結親法人が各連結法人と受払いすべき連結法人税個別帰属に係る未収入金又は未払金の状況等を明らかにするために作成します。

**連結親法人の連結法人税個別帰属額の
受払いに関する明細書**

連 結 事業年度	・ ・	法人名
-------------	--------	-----

連結親法人が連結法人税個別帰属額を受払いすべき連結法人の名称	連結親法人の計上科目	期首現在未決済額	当期発生額	当期決済額	期末現在未決済額 (1)+(2)-(3)
		1	2	3	4
連結親法人(注1) P社(注2)	未収入金	100,000 ^円	120,000 ^円	100,000 ^円	120,000 ^円
	未払金				
連結子法人 A社	未収入金				
	未払金	28,000	30,000	28,000	30,000
連結子法人 B社	未収入金	80,000	90,000	80,000	90,000
	未払金				
	未収入金				
	未払金				
	未収入金				
	未払金				
未収入金計		180,000	210,000	180,000	210,000
未払金計		28,000	30,000	28,000	30,000

(注 1) 親法人が各連結法人から收受すべき連結法人税個別帰属支払額について記載します。

各連結法人の別表五の二(二)付表一の3欄がプラスである場合。

(注 2) 親法人が各連結法人から支払うべき連結法人税個別帰属支払額について記載します。

各連結法人の別表五の二(二)付表一の3欄がマイナスである場合。